

香川高等専門学校点検評価委員会規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、香川高等専門学校内部組織規則第 22 条第 2 項の規定に基づき、香川高等専門学校点検評価委員会（以下「委員会」という。）について定めるものとする。

2 委員会は、香川高等専門学校（以下「本校」という。）における教育研究水準の向上を図り、本校の目標及び社会的使命を達成するため、本校における教育研究活動等の状況について自ら点検評価（以下「点検評価」という。）を行うことに関し必要な事項について審議するものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- 一 点検評価の項目に関する事。
- 二 点検評価の実施に関する事。
- 三 点検評価の報告書の作成及び公表に関する事。
- 四 点検評価の結果の活用に関する事。
- 五 その他点検評価に関する事。

(組織及び任期)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 校長
- 二 副校長
- 三 教務主事
- 四 専攻科長及び各専攻長
- 五 一般教科長及び各学科長
- 六 事務部長

(運営)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、校長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、校長が指名する前条第二号の委員をもって充てる。
- 5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月26日から施行する。